

「日本の女性の歴史に学ぶ」

第4回目(全5回)

企業戦士を支えた妻—高度経済成長下の女性



女性学研究者・世界人権問題研究センター登録研究員 源 淳子

戦後の日本は新しい憲法の下、象徴天皇制に変わり、天皇は「人間宣言」を行った。しかし、世襲であることは変わらなかった。また、「皇室典範」は法律となったが、天皇は「男系の男子」しかないと記されている。

戸籍法も変わった。婚姻は相手の戸籍への入籍ではなくなったが、どちらか一方の姓に決めなければならない。現在もおお95%以上の女性が男性の姓へ変更しており、夫婦別姓は実現していない。

戦後のベビーブームを規制する「優生保護法」は、女性の中絶を許可するものだったが、優生思想が明らかに存在したため、1996年「母体保護法」に変わった。しかし、条件つきの中絶はほんとうに女性の権利を守るものであろうか。

戦後大きく変わったことは、家制度がなくなったことであり、その証は、憲法第24条である。「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を

有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」とうたわれた。しかし、性別役割分業を解消することはできなかった。とくに高度経済成長下では、男性は「企業戦士」といわれ、家庭を顧みることなく会社人間となって働いた。家庭を支えるのは、当然のように女性であり、妻が家事・育児・介護を一手に担った。1989年には専業主婦率がピークに達し、「男は仕事、女は家庭」があたりまえの社会であった。

その性別役割分業はあらゆる分野に浸透している。女性の働き方は「男性並み」であることが求められ、第一子が生まれると仕事を辞める女性がいまだに多い。子どもの手が離れたときに仕事をもちたいと思っても、非正規の仕事しかないという現実がある。

また、家制度的なものは、冠婚葬祭の「葬」のあり方(祭祀権)に残った。民法で仏壇・位牌・過去帳・墓などを継承することは「慣習」とうたわれたので、戦前通りに継承されてきた。現在、葬儀のあり方は変化したが、墓に関するさまざまな問題で悩む人が多くなっている。

問人権室 TEL06-6992-1512

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日～16日

北朝鮮当局による人権侵害問題について国民の関心と認識を深めることを目的とし、国では、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めました。すべての拉致被害者の一日も早い帰国を願い、この問題について考える機会にしましょう。

問人権室

TEL06・6992・1512

北朝鮮による拉致事件に関する情報がありますらご一報ください。

問守口警察署

TEL06・6994・1234

愛の献血

時・場 12月5日(火) 10:00～12:00、
13:00～16:00 守口市役所
協力:守口市赤十字奉仕団
12月10日(日) 10:00～16:00
大日駅(イオンモール前)ロータリー入口付近
主催:守口ライオンズクラブ



備 骨髄バンクドナー登録あり(12月10日のみ)
問 守口市献血推進協議会事務局(地域福祉課内)
TEL06-6992-1570

12月は大阪府献血推進強化月間

400mL献血、複数回献血へのご協力をお願いします。

近年特に若年層の献血者が激減しています。献血は命を救う身近なボランティアです。ぜひ、この機会に献血へのご協力をお願いします。

啓発活動

時 12月5日(火)午後2時～(雨天中止の可能性あり)

場 市役所庁舎内

献血については、市ホームページおよび大阪府赤十字血液センターのホームページをご覧ください。

問 守口市献血推進協議会事務局(地域福祉課)

TEL06・6992・1570



就学援助制度

就学前児童と現小学6年生に

新入学準備金の支給

市は、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学校にかかる費用の一部を援助しています。

新入学を迎える就学前児童と現小学6年生を対象に、入学の準備時期の3月下旬に「新入学児童・生徒学用品費」として支給します。

対 令和6年4月より守口市立小学校および義務教育学校に入学予定の子どもがいる人(お知らせと申請書が

届きます)

▽現小学6年生で令和5年度就学援助認定者の人(申請不要)

▽現小学6年生で令和5年度就学援助制度に申請していない人(令和6年3月1日以降に転入した人は対象外)

支給額 就学前児童54060円、現6年生児童63000円

支給方法 申請書に記載された口座に3月下旬ごろ振り込み

認定基準 前年分(令和4年分)の世帯全員の収入または所得の合計額が認定基準額以下に該当する場合。市・府民税の申告または所得証明書など(令和5年1月2日以降に転入した人)が必要です。

申請手続き 12月1日(金)～25日(月)に(土・日を除く)市役所6階学校教育課窓口まで(郵送申請可)

問 学校教育課

TEL06・6995・3155

フレッシュ朝市

守口都市農業研究会会員が市内で栽培した新鮮で安心なおいしい地場産野菜を販売します。

時 12月28日(木)午前9時～(なくなり次第終了)

場 市役所正面玄関

問 地域振興課

TEL06・6992・1516



消費生活センターだより

美容医療サービスの契約は慎重に

【事例】

ほうれい線が気になっていたため、カウンセリングだけ受けるつもりで美容整形外科に行った。だが「モニター契約をすれば30万円安くなる」「今日しか割引できない」と高額な100万円のリフトアップ施術を勧められた。長時間勧誘され、断り切れず契約してしまった。そのまま当日施術を受けたが、左右の仕上がりが違った。

【アドバイス】

「医療脱毛」「脂肪吸引」「しみ・しわ取り」「二重まぶた手術」など身近になりつつある美容医療サービスですが、美容医療の施術には、身体への負担やリスクが伴います。施術方法や副作用などのリスクについて十分に理解し納得したうえで、よく考える時間を持ち、施術を受けるかどうか慎重に判断しましょう。

施術前に、副作用などのリスクをよく確認しましょう。

▼広告で強調されているメリットや手軽さをうのみにせず、副作用などのリスクについても情報収集しましょう。

▼医師から、施術内容、使用する薬剤、ダウンタイムや副作用などのリスクについて十分な説明を受けましょう。不明な点は自ら質問をして、理解できるまで説明

を求め確認しましょう。

その場で契約・施術をしないようにしましょう。

▼美容目的の施術の多くは、緊急性がありません。医師から十分な説明を受けたとしても、その場で判断せず、いったん家に帰り、もう一度、自身の気持ちを確認し、冷静になって考える時間を持ちましょう。

▼「今日なら割引できる」「安いコースは出来ばえがよくない」などと言って契約を急かされたり高額な施術を勧められたりしても、本当に必要かどうかよく考えましょう。必要がないときはきっぱりと断りましょう。

特定商取引法が定める一部の美容医療サービスについては、サービス提供期間が1カ月を超え契約金額が5万円を超える場合、クーリング・オフや中途解約ができます。

問消費生活センター相談専用電話

TEL06-6998-3600

時9:00～16:30(平日のみ)

消費者ホットライン(土・日・祝日)

TEL局番なし188 時10:00～16:00



飯盛霊園 年末年始 臨時バス時刻表

問飯盛霊園組合 TEL0743-78-1195

京阪大和田駅→飯盛霊園

時間	29日	30日	31日	1～3日
8	00 30	00 30	00	
9	00 30	00 30	00	00
10	00 30	00 30	00	00
11	00 30	00	00	00
12	00 30	00	00	
13	00 30	00	00	

飯盛霊園→京阪大和田駅

時間	29日	30日	31日	1～3日
8	30	30	30	
9	00 30	00 30	30	30
10	00 30	00 30	30	30
11	00 30	00 30	30	30
12	00 30	30	30	
13	00 30	30	30	
14	00			

京阪守口市駅発着の臨時バスの運行はありません

年末年始の開門時間
…平常時と同じ
7:00～19:00

年末年始の供花販売時間
・12/28(木)～1/3(水)は
7:00～17:00
・上記以外は 9:00～17:00